

るととについて、 定により、本議会の議決を求める。 次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第 項の規

昭和四十三 年十二月二十

三朝町長

昭22拾 参年 拾門 路是日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

町 技 能 労 務 Ø 給 与 の 及び K 関する 条例の一 部を改正

する条

朝 HJ 技 能 労 徬 戦 員の給与の種類及び基準に 阕. する 条例 昭和 六年三 朝

Ξ 一号)の 部 を 次 の t ょうに改正4 する。

第十 六条を第十 八条とし、 第十五条の次に 次の二 条を 加える。

休 職 者 0

職員が 地方公務員法第二十八条第 二項 0 規 定 K ľ þ 休 戦 K され たとき

長 が 定 め るところにより給与を支給することができる。

従 休 戦 者 の給与)

七 籴 方公営企 莱 労 働 関係法附則 第四項 Ø 規 定において 凖 用 する 口 法 第

項 た だ L Ø 許 可 を 受けた 職員にはそ 0 許 可 が 効 カ を有する間 は、 かなる船

支給 ない。

則

H 公 布 0 日 か 昭和四十 <u>M</u> H か 用